

町田市学校教育センター会計年度任用職員 募集要項

職名	会計年度任用職員（パートタイム）
種別・職種	会計年度業務職員 ・ 特別支援教育支援員
業務内容	<p>市立小・中学校の通常の学級や特別支援学級において、支援が必要な児童・生徒に対し、学校生活の中で次のような職務に従事していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身の介助（食事、衣服の着脱、排泄（トイレ、オムツ、ストマパウチ等）、移動等）</li> <li>・児童及び生徒の安全配慮</li> <li>・社会科見学、遠足等（宿泊を伴う場合含む）校外活動の引率</li> <li>・肢体不自由学級に在籍する児童の登下校時の送迎（タクシー同乗）</li> <li>・その他、学級運営上必要な事項</li> </ul> <p>※任用期間を通じて、特定の児童・生徒に対する個別支援を行っていただく場合があります。</p>
募集人数	①②あわせて、5人程度
募集条件	<p>以下の（１）～（４）を全て満たすこと</p> <p>（１）特別支援教育に理解や関心のある方（教員免許の有無は不問）</p> <p>（２）以下の地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由等全てに該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>・町田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</li> <li>・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</li> <li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> <li>・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</li> </ul> <p>（３）2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと</p> <p>※「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙資料をご参照ください。</p> <p>（４）任用期間において、町田市役所内の他の会計年度任用職員として任用されていないこと</p>
任用期間	<p>2026年5月1日～2027年3月31日</p> <p>※任期満了後、勤務成績が良好等一定の条件を満たした場合、再度任用されることがあります。</p>

勤務日数	①年176日（月16日相当） ②年132日（月12日相当） ※原則学校開校日の中で、上記の日数で勤務していただきます。そのため、月によって勤務日数にばらつきがあります。 ※学校行事等で土曜日、日曜日、祝日に勤務する場合があります。
勤務時間	勤務日数① 概ね午前8時00分～午後4時45分の間で、実働6時間 勤務日数② 概ね午前8時00分～午後4時45分の間で、実働5時間 ※勤務時間については、配置された学校と調整の上決定します。また、学校によっては休憩時間を設ける場合があります。 ※宿泊学習の引率など、時間外勤務となる場合があります。
報酬額	① 月額132,480円 ②月額82,800円 ※報酬額は、変更になる場合があります。 ※別途、通勤手当相当分の支給があります。詳細は手当の項目を参照してください。
勤務地・部署	市内各小・中学校 ※勤務校の希望は伺えませんので、あらかじめご了承ください。
支払日	当月払い（毎月21日） ※21日が土曜日、日曜日、祝日の場合、当該日の前の平日に支払います。
手当	・通勤手当（通勤距離片道2km以上かつ通勤手段が徒歩以外の場合に支給。上限月額55,000円） ①期末手当と勤勉手当を支給
休暇	年次有給休暇、その他休暇制度があります。
加入保険等	① 社会保険、雇用保険に加入 ①② 労災保険
身分・服務	地方公務員法を適用、町田市条例等を適用
人事評価	別に定める人事評価表により人事評価を行います。
応募方法	以下の2点を下記までご郵送ください。 （1）町田市会計年度任用職員採用選考申込書 （2）返信用封筒（長形3号封筒に110円切手を貼付し、表面に応募者住所・氏名を記入済みのもの）  【応募期限】 2026年4月9日（木）【必着】  【郵送先】 〒195-0075 町田市山崎1-2-17 町田市教育センター就学相談担当
選考方法	一次選考：書類選考 二次選考：面接 面接日時：2026年4月14日（火）
その他	・感染症法に則り、学校で業務に従事する者は、年に1回、胸部エックス線の結

	<p>果を所属学校長へ報告していただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・応募書類は返却できません。あらかじめご了承ください。</li><li>・災害が発生した場合、勤務条件に応じて災害対応における業務を行っていただくことがあります。</li></ul>
問合せ先	<p>町田市学校教育部教育センター 就学相談担当 電話:042-793-3057</p>